

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に基づく取組みの推進により、

- ・ 刑法犯認知件数が減少
平成14年 約285万件 → 平成19年 約191万件 33.1%減少
 - ・ 刑法犯の検挙率が増加
平成14年 20.8% → 平成19年 31.7% 10.9ポイント増加
 - ・ 侵入盗の認知件数が減少
平成14年 338,294件 → 平成19年 175,728件 48.1%減少
- 等、一定の成果が上がった。

しかしながら...

- ・ 強盗、強制わいせつ等の重要犯罪の認知件数は高止まり
 - ・ 国民に身近な犯罪である「振り込め詐欺」、「悪質商法」等が多発
 - ・ サイバー犯罪の検挙件数が5年間で約3倍に増加
 - ・ 暴力団等の「職業的な犯罪集団」に係る情勢の深刻化
 - ・ 都市・地方を問わず、国民の犯罪に対する不安感は依然として高い
- 等の厳しい治安情勢

そこで

警察による取組みだけではなく、官民の連携及び様々な行政分野(教育、福祉、まちづくり、経済活動、金融等)との連携が必要不可欠